

天草市エンゲージメント調査・分析等業務 仕様書

1 委託業務名

天草市エンゲージメント調査・分析等業務

2 目的

国の「人材育成・確保基本方針策定指針」においては、職員の働きがいや意欲、組織に対する思い入れ、愛着などの「職員のエンゲージメント」を把握することにより、組織の健全化、組織力・個人の意欲向上、人材の定着につなげていくことが重要と示されている。

そこで本業務では、本市の「人材育成・確保基本方針」の策定にあたり、職員のエンゲージメント調査を実施し、その結果から組織が抱える課題を洗いだし、その解決に向けた取組等を本方針に盛り込むことを目的とする。

3 業務内容

(1) エンゲージメント調査の準備・運営体制

- ・天草市職員を対象としたエンゲージメント調査（以下「本調査」という。）の実施に向けて、調査内容を設計すること。なお、調査規模は、約 700 人（予定）である。

※ただし、医療職の職員、会計年度任用職員を除く

- ・本調査の種類は、1 種類とすること
- ・調査内容の設計にあたっては、調査項目、集計方法等を検討し、市と協議の上、属性（所属、階層、年代、性別、職種等）別のエンゲージメントを測定・分析できるようにすること。また、設問内容の補足や独自の設問の追加が可能なものとする。
- ・次年度以降、市が独自に運用し、継続してエンゲージメント調査をできるようにすること。

(2) エンゲージメント調査の実施

- ・庁内イントラネットのアンケートシステム、もしくはオンラインにより調査を実施すること。
- ・必要に応じて、職員エンゲージメント調査について、その意義や重要性について職員

等に説明する際の支援となる情報を提供すること。

- ・本調査にあたっては、必要に応じて職員向けの操作マニュアル等を作成すること。
- ・本調査の実施等に関する職員からの質問や問い合わせについて、対応する体制を構築しつつ、速やかな対応を行うこと。

(3) 集計・分析

- ・市と協議によりあらかじめ決定した属性別のエンゲージメントスコアの提供、各質問項目の回答分布状況等、細やかな回答の集計、分析を実施し、その結果を提出すること。
- ・集計したデータから、エンゲージメント向上のために必要な項目や区分等を分析するとともに、改善が必要な要素をまとめた資料を提出すること。

(4) 施策提案

集計・分析したデータをもとに、職員エンゲージメント向上につながる実効性の高い施策の提案や、本市の人材育成・確保基本方針の策定に関する助言を行うこと。

4 事業スケジュール及び実施体制等

- (1) 本事業について、契約開始時期から令和8年3月末までの想定スケジュールを示すこと。なお、次の想定スケジュール（案）からできる限り遅れることのないスケジュールが望ましい。

想定スケジュール（案）

- ・8月頃 『契約締結、エンゲージメント調査の設計』
- ・9月～10月頃 『調査実施・集計』
- ・11月頃 『集計・分析結果の中間報告』
- ・11月～2月頃 『施策の提案・助言（随時）』
- ・3月頃 『業務実績報告書の提出』

※事業の進捗状況により、スケジュールを調整する場合がある。

- (2) 本事業を確実に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

5 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

6 成果品の提出

(1) 操作マニュアル 電子媒体：1部 紙：2部

※オンラインによる調査を行う場合など必要に応じて提出すること。

職員が調査の回答を開始する前に提出すること。

(2) 集計・分析結果の中間報告書 電磁媒体：1部 紙：2部

※想定スケジュールの『集計・分析結果の中間報告』時に提出すること。

(3) 調査結果・分析報告書 電子媒体：1部 紙：2部

(4) 調査分析に基づく改善施策の提案書 電子媒体：1部 紙：2部

(5) 業務完了報告書 電子媒体：1部 紙：1部

(6) 納入場所

天草市役所 総務部総務課人事研修係

7 予算額

見積限度額 4,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

8 著作権の帰属について

本業務委託における成果物の著作権の扱いは、次のとおりとする。

- ・本業務の成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む。）は、委託料の支払をもって本市に移転する。ただし、受託者が従前から所有していた著作権及び第三者が権利を有する著作物は、受託者または当該第三者に帰属するものとする。
- ・受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる必要がある場合には、本市と別途協議するものとする。
- ・事業で購入した物品の所有権に関しては受託者に帰属するものとする。処分に別途費用が掛かる場合などは、受託者にて負担すること。

9 留意事項

- (1) 本仕様書については、プロポーザルの選定結果、契約候補者となった者と市との間で再度協議したうえで、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令や仕様書を遵守するとともに、本業務の意図や目的を十分に理解したうえで、誠心誠意これを行わなければならない。
- (3) 受託者は、本市との連絡を密にし、十分協議のうえ指示に従わなければならない。また、必要に応じ本市との打合せを実施すること。
- (4) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、本市に損害を与えたときや第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 受託者は、本業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的かつ円滑に行ううえで必要と思われる内容については、本市と協議のうえ、業務の一部を再委託することができる。
- (6) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た個人情報などの秘密を他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間の終了又は委託契約解除後においても同様とする。また、受託者は本業務の実施過程において得られた記録等を他人に閲覧・複写させたり、譲渡したりしてはならない。ただし、本市の承諾を得た場合を除く。
- (7) 本業務の実施により生じた制作物が、他者の所有権や著作権を侵害することがないよう、特に注意すること。
- (8) 仕様書に明示がない事項について業務上疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ業務を進めること。